



南砺市告示第144号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による県営中山間地域総合整備事業南砺地区高窪換地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年12月21日

南砺市長 溝口 進



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「高窪」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
南砺市	土山	道谷	1754から1772まで、1773の1、 1774の1、1775の1
	砂子谷	池ヶ原	796の一部、797の一部、798の一部、 799から827、828の一部、 829の一部、830、831、834の一部、 835の一部、836の一部

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「砂子谷」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
南砺市	高窪	大平	452の一部、453の1の一部、453の2、 454、455、456の一部、457の一部、 458の一部、459の一部、460、461、 462の一部、463の一部、464、465、 467の一部、468の一部、471の一部、 472の一部、473の一部、474の一部、 475の一部、478の一部、479の一部、 481の一部
		中ノ谷	946の一部、947、948の一部、 949から953、954の1、954の2、 955から963

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地 番
南砺市	高窪	窪田	1032から1038まで、 1040から1044まで、 1048から1051まで、1058の1、 1059の1、1060の1、1061、 1062の1、1062の2、1063、 1064、1064の1、 1065から1068まで、1069の1、 1070の1、1070の2、1071の1、 1132の1、1132の2、1157、 1157の1、1158から1160まで、 1189の2から1189の4まで、 1192の1、1193の1、 1194から1196まで、1198、

		<p>1199、1202、1203、1204の1、 1205の1、1205の2、 1206から1213まで、1214の1、 1215、1216の1、1217の1、 1218の1、1219、1219の1、 1220、1221の1、1222の1、 1223から1227まで、1228の1、 1229から1235まで、1236の1、 1237の1、1240の1、1269の1、 1269の2、1270から1272まで、 1273の1、1274、1275、 1303から1309まで、 1319から1323まで</p>
	惣田原	<p>2の6から2の9まで、 2の11から2の15まで、2の23、 2の27から2の33まで、2の46、 2の48、2の52、2の76、 6の1から6の3まで、7の1、7の2、 7の5、8の1、8の2、9</p>
	大平	<p>43、45から50まで、56から71まで、 73、78から98まで、99の1、 100から105まで、106の1、 107から110まで、111の1、 112から117まで、121から125まで、 125の1、126から129まで、 130の1、131の1、 133から140まで、157から163まで、 186から197まで、199から203まで、 205から207まで、209から212まで、 212の1、213、213の1、 214から220まで、234、 305から308まで、326の1、 327の1、328、329、330の1、 331から333まで、335、336、 338の1、341から349まで、351、 351の1、352から354まで、 355の1、356から359まで、 360の1、361、362の1、363の1、 367から369まで、371から390まで、 398から413まで、413の1、 414から436まで、437の1、 438の1、439の1、440の1、 441の1、441の2、444の1、 445から450まで、450の1、451、 452の一部、453の1の一部、 456の一部、457の一部、458の一部、</p>

			459の一部、462の一部、463の一部、 464の一部、465の一部、466、 467の一部、468の一部、469、 470、471の一部、473の一部、 474の一部、475の一部、476、477、 478の一部、479の一部、481の一部、 482、483の1
		中ノ谷	491、492、495、 498から500まで、509から511まで、 513から522まで、528の1、 528の2、529の1、529の2、 530から534まで、550から555まで、 559、561から570まで、591、 591の1、592から597まで、 597の1、598、599、660の2、 666の2、669から676まで、 676の1、677から688まで、 688の1、689から694まで、696、 697、699から707まで、711、 732の1から732の4まで、733、 734、746、747、 748の1から748の3まで、 750の2から750の4まで、946の一部、 948の一部、949の一部
	砂子谷	池ヶ原	793、794の1、795、796の一部、 797の一部、798の一部、828の一部、 829の一部、833、834の一部、 835の一部、836の一部、837から840

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む。